



更生保護
シンボルマーク

認定特定非営利活動法人

岩手県就労支援事業者機構 情報 第40号

■ 発行年月日 : 令和2年4月1日
■ 発行者 : 岩手県更生保護就労支援事業所

令和元年度 盛岡地区更生保護協力事業主研修会 令和2年1月21日(火) 於: エスポワールいわて

標記研修会が1月21日(火)に協力事業主、保護司、関係機関など102人の参加で、来賓は地方公共団体、教育委員会、矯正施設、社会福祉協議会など幅広い関係機関の出席を頂き盛岡市のエスポワールで開催されました。

今年度は盛岡市保健福祉部の事業紹介と協力雇用主お二人の事例発表を頂きました。

最初に、盛岡市保健福祉部の工藤地域福祉課長(写真:上)から盛岡市が国から受託した「地域再犯防止推進モデル事業」の内容について、市で取り組んでいる事業や社会福祉施設と不動産業者に雇用見込みや無保証人入居の可否などのアンケートを行った結果や、再犯防止推進フォーラムの講演などの発表を頂きました。

次に、実際の雇用事例の紹介として芦名商会の芦名会長と岩手ハウスサービスの安藤社長のお二人から発表があり、芦名会長(写真:中)からは運転免許を取得したいという対象者を、挫折しそうな時期にも根気強く励ましなが、やっと免許を取ることが出来、本人の大きな自信に繋がり現在も元気で働いているという事例でした。

安藤社長(写真:下)からは保証人を確保出来ない対象者のアパート入居の課題について親身になって相談に乗り、解決して仕事に専念させることが出来たという事例でした。

発表者の方々を始め研修に参加した皆様に御礼申し上げます。



◆令和2年度 理事会 思いもよらぬ新型コロナウイルスの影響で、機構設立以来2回目の書面付議の理事会となりました。理事22名、全員の回答結果は次の通りです。

第1号議案 令和2年度事業計画(案)について 賛成22人 反対0人
・事業計画は、継続してきた再犯防止の取り組みを支援する方針等と併せて令和2年10月に北上地区で予定している「研修会」の成功を目指す。

第2号議案 令和2年度活動予算(案)について 賛成22人 反対0人
・経常収益 14,545,920円(会費等2,400,000円+事業収益12,145,920円)
経常費用 14,545,920円(事業費14,305,920円+管理費240,000円)

第3号議案 議事録署名人の選任について 賛成22人 反対0人
・議事録署名人は、議長(木川田典彌会長)のほか、鎌田英樹理事及び、堂前正彦理事を選任する。

以上、議案3件は全て、理事全員の賛成によって承認されました。

盛岡保護観察所
所長
石渡茂雄 氏



この度の人事異動により横浜保護観察所勤務を命ぜられました。わずか1年の勤務でしたが、協力事業主会が全域に結成されている県は非常に珍しく岩手県の更生保護関係者の皆様の更生保護に対する熱い思いが伝わった1年でした。この場をお借りして岩手県の協力事業主会そして岩手県就労支援事業者機構の皆様のご支援に感謝いたしますとともに、今後とも更生保護就労支援事業に更なるお力添えをいただきますようお願いいたします。

盛岡保護観察所
統括保護観察官
下野博史 氏



4月の人事異動により仙台保護観察所勤務を命ぜられました。私の岩手県での勤務は平成18年からで当時の事業主会は胆江、岩手、盛岡、宮古、花巻の5地区にありました。全域に地区事業主会を設置するという長年の悲願が平成29年度から3年間の就労支援担当の統括をさせていただいた時期に岩手県就労支援事業者機構の皆様の方強い支援により達成されましたことは大きな喜びでした。この場を借りまして感謝を申し上げます。



犯罪や非行をした人を雇用し、立ち直りを助ける
協力雇用主を募集しています。

法務省 厚生労働省

令和2年度 更生保護就労支援事業(更生保護被災地域就労支援対策強化事業)の受託実施について

当機構が平成24年1月から法務省から受託し事業を続けている標記事業について、令和2年度も受託契約を結び、引き続き実施することになりました。

事業の概要は、犯罪をしたが社会復帰しようとする人への「就職活動支援」、就職後の継続を支援する「職場定着支援業務」、居住場所の確保、生活をサポートする「定住支援業務」、そして、研修会の開催や協力雇用主の拡大等を行う「雇用基盤整備業務」です。

今年度も、各地区協力事業主会、協力雇用主、保護司の皆さんを始め関係団体のご協力を宜しくお願い致します。

■会員数 (令和2年4月1日現在)

一種会員 (事業者団体)	(9)
二種会員 (事業者)	(23)
三種会員 (組織会員「登録会員383」)	(12)
(雇用協力事業者会員)	(69)
四種会員 (事業所以外の個人法人又は団体)	(47)
賛助会員	(0)

計 (160)

●**会員募集!** 当機構に入会し、犯罪をした人の就労の支援に、ご協力を宜しくお願い致します。

●**対象者の雇用について** 雇用可能な事業主様は、当機構までご一報ください。

※次回第41号の発行は、令和2年8月の予定です。各会員の皆様に、お知らせなどの情報がありましたら、下記事業所までご連絡ください。

認定NPO法人岩手県就労支援事業者機構 岩手県更生保護就労支援事業所

〒020-0887 盛岡市上ノ橋町1-50 いわせんビル4階

TEL 019-681-7940 FAX 019-681-7941

Eメール: iwate-syurousien@woody.ocn.ne.jp

ホームページ: <http://iwate-shien-kiko.or.jp>